

浄水汚泥収集運搬・処分業務委託仕様書

本仕様書は、城陽市上下水道部（以下「甲」という。）が委託する産業廃棄物収集運搬・処分業務の仕様を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ならびに関係法令（以下、法令等）を遵守し、甲が排出する産業廃棄物の処理を、乙が受託し、適正に処理することを目的とする。

2 契約期間 契約日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

乙の処分施設又は乙の契約処分施設（以下、処分施設）の所在地

4 排出事業場

城陽市平川広田67（第3浄水場）

乙は、排出事業場の特殊性等を十分に理解し、環境の保全及び排出事業場の業務に支障を来さないよう万全を期すこと。

5 業務内容

第3浄水場内に保管されている浄水汚泥を汚泥吸排車で収集し、処分施設へ運搬し処分するもの。業務日程は未確定であるが、7月、9月、12月、3月を予定している。

6 産業廃棄物の種類等

甲が収集運搬・処分を委託する産業廃棄物の種類、形状、予定数量、成分は下表のとおりとする。

産業廃棄物種類	形状	予定数量	成分
汚泥	泥状	361t	別添「計量証明書」

※予定数量は、浄水場の運転状況により変動するため、数量を確約するものではなく、実数量による契約単価の変更はない。

7 乙および処分施設の要件

収集運搬については、前項に記載した産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得していること。処分については、処分施設の指定は行わないが、処分施設が前項に記載した産業廃棄物の処分業の許可を取得していること。処分施設の名称所在地は次の表のとおりである。ただし、次の表については、積算上の条件明示であり、処分施設を指定する

ものではない。なお、乙の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象とはしない。

産業廃棄物	受入機関及び受入場所	受入時間	その他の受入条件	距離
汚泥	(株)田端工業 京都市伏見区深草神明講谷町 12 他	8 : 00～ 17 : 00	無機系汚泥に限る	14.3 km

8 収集運搬・処分の基本契約について

本業務の契約締結後速やかに、甲と収集運搬業者による産業廃棄物収集運搬委託基本契約書、甲と処分業者による産業廃棄物処分委託基本契約書を別途締結する。

9 使用車両の事前報告

乙は、本業務の契約締結後速やかに、使用する全ての車両の形状・登録番号の一覧表を提出すること。

10 委託業務の範囲

- (1) 乙が、甲の排出する産業廃棄物を収集し、法令等に従い、適正に処分施設に運搬し、処分するまでを本業務の範囲とする。
- (2) 収集運搬の日時は、甲が指定する日に収集運搬すること。ただし、詳細の日程については、両者の協議のうえ決定する。
- (3) 乙は、処分施設の定期点検等により産業廃棄物の収集運搬又は処分を行うことができない期間について、日程等が決定し次第甲に通知し、この間の産業廃棄物の取り扱いについて協議する。

11 情報の提供

- (1) 甲は、委託する産業廃棄物の種類、数量、性状、成分、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報について、乙に提供する。
- (2) 乙は、(1)で提供された情報が適正処理のために不足していると判断した場合は、契約の前に甲に情報の追記を要求するものとする。
- (3) 甲は、契約後(1)及び(2)で提供した情報に変更が生じた場合は、速やかに変更後の情報を乙に提供する。
- (4) 乙は委託された産業廃棄物の収集運搬又は処分が困難となった場合には、その旨を書面により速やかに甲に通知しなければならない。

12 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）

- (1) 乙は、産業廃棄物の収集を行うときは、担当者の立会いのもと産業廃棄物の種類及び量を確認し、マニフェストと照合する。
- (2) 乙は、最終処分が適正に終了したことを確認の上、マニフェスト原本（A・B 2・D・E 票）を甲に提出すること。

13 積替保管

乙は、委託された産業廃棄物の運搬途中に積替え又は保管してはならない。

14 業務の調査等

- (1) 甲は、産業廃棄物の収集運搬及び処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、乙に対し、本業務に係る報告を求めることができる。
- (2) 甲は、乙に対し、予告無く処分施設における産業廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、乙はその状況について適切な説明をしなければならない。

15 支払方法

- (1) 乙は、本業務に係る代金を発注毎に請求することができる。
- (2) 甲は、処分先の計量器（トラックスケール）の重量（10 kg単位までとし、10 kg未満は切り捨てとする。）をもって数量を確定する。
- (3) 請求金額は、確定した数量に契約単価を乗じた額とする。（円未満切捨）
- (4) 甲は、産業廃棄物の収集運搬・処分の終了及び必要書類を確認した後に、乙が発行する請求書に基づき、乙にのみ支払いを行う。
- (5) 令和5年10月1日に、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入されたことから、業務に係る請求の際には、登録番号等の必要事項が記載された適格請求書を発行すること。

16 契約の解除等

- (1) 乙が法令等に定める基準を満たさなくなったときは、甲はこの契約を解除することができる。
- (2) 乙がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。
- (3) 乙の責によりこの契約が解除される場合は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (4) 乙は、甲が第11項(2)又は(3)の規定により提供した情報により、産業廃棄物の処理を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に産業廃棄物を引き渡してはならない。

17 その他提出書類

- ・着手届（市様式）
- ・産業廃棄物処分計画書（収集運搬許可証、処分許可証、経路図、使用車両一覧表および車検証。計画書の中には収集運搬業者名、処分業者名を明記すること）

- ・産業廃棄物処分報告書（写真、廃棄処分量一覧表等、計量票の写し）
- ・完了届（市様式）

18 環境等の保全

本業務においては、環境保全のために使用車両のアイドリングストップを励行しなければならない。

19 その他

- (1) 履行場所は水道施設であるため衛生面において十分注意するとともに、稼働中の水道施設の運転に支障をきたさないよう注意すること。
- (2) 当該契約を履行するための個人情報の保護に関しては、別紙「個人情報保護に関する特記仕様書」の規定を遵守すること。

個人情報保護に関する特記仕様書

この契約（工事請負、物品購入、業務委託、賃貸借等）に係る業務（以下「委託業務」という。）を履行するために受託者（受注者）が講ずるべき、個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置は次のとおりであるので、委託業務を履行するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守し、個人情報を保護しなければならない。

- (1) 委託業務に係る秘密を保持すること。
- (2) 個人情報を厳重に管理すること。
- (3) 個人情報を委託業務を履行する目的以外に使用しないこと。
- (4) 個人情報を第三者に提供しないこと。
- (5) 城陽市公営企業管理者の承諾を受けることなく、委託業務の処理を第三者に請け負わせ、又は再委託しないこと。
- (6) 城陽市公営企業管理者の承諾を受けることなく、個人情報の複写又は複製をしないこと。
- (7) 委託業務の処理を完了したときは、個人情報（複写又は複製したものを含む。）を直ちに返還し、又は廃棄すること。
- (8) 城陽市公営企業管理者が必要と認めて委託業務の処理状況又は個人情報の管理に関する調査を行うときは、これに応じること。
- (9) 委託業務の処理に関し事故が発生したときは、直ちに、城陽市公営企業管理者に報告し、指示に従うこと。
- (10) 自己の責めに帰する事由により、城陽市公営企業管理者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (11) その他城陽市公営企業管理者が必要と認めて指示する事項を遵守すること。